

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって緩やかに回復している。しかし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等を背景とした海外景気の下振れは、我が国の景気を下押しする懸念がある。

中小企業・小規模事業者の動向については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、売上高は感染症流行前の水準に戻りつつあるが、業種によっては厳しい状況が続いている。そのような中、中小企業・小規模事業者は、価格転嫁に加えて、国が掲げる「国内投資の拡大、イノベーションの加速、賃上げ・所得の向上の3つの好循環」の実現に取り組む必要もある。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和6年度以降も継続するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
  - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
  - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年10月25日

江東区議会議長 山本 香代子

東京都知事 宛て